特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第31条第２項において準用する法第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1　意見の対象となる指定の変更

⑴　指定の変更前の公示の番号及び年月日

⑵　指定番号

⑶　指定に係る特定農林水産物等の名称

2　意見の内容

上記１の指定の変更は、

□　変更すべきである。

（理由）

□　次の理由から変更すべきでない（複数選択も可）。

□　法第29条第１項第１号に該当する。

（理由）

□　法第29条第１項第２号に該当する。

（理由）

□　その他

3　添付書類の目録（※）

（※）　意見の内容を裏付ける書類を添付することができます。

別記

様式第十二号（第二十六条関係）

意　　見　　書

農林水産大臣　殿

年　　月　　日

提出者

住所：（〒　　）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）：　　印

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第32条第２項において準用する法第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1　意見の対象となる取消しをしようとする指定

⑴　指定番号

⑵　指定に係る特定農林水産物等の名称

2　意見の内容

上記１の指定は、

□　取り消すべきである。

（理由）

□　取り消すべきではない。

（理由）

□　その他

3　添付書類の目録（※）

（※）　意見の内容を裏付ける書類を添付することができます。

附　則

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十二月二十六日）から施行する。